

平成23年度事業計画書

I 協会の概要

1. 設立年月日

昭和63年4月1日

2. 寄附行為に定める目的（第3条）

協会は、愛知用水及び豊川用水並びに関連する水系にある施設（以下「愛知・豊川用水等」という。）の適正利用、環境整備等に関する啓発を行うとともに、水路用地等の有効利用の促進を図り併せて、愛知・豊川用水等の管理業務の円滑化、適正化に寄与することにより、地域の健全な発展を図ることを目的とする。

3. 寄附行為に定める事業内容（第4条）

- ①愛知・豊川用水等の適正利用のための広報活動
- ②愛知・豊川用水等の環境整備及び適正利用に関する研究会・講演会等の開催
- ③愛知・豊川用水等に関する印刷物の刊行及び頒布
- ④住民の利用に供するための水路用地等を利用する公園、運動施設等の建設及び管理に関する事業
- ⑤愛知・豊川用水等の管理事業に関する業務の受託
- ⑥愛知・豊川用水等施設の改築等に伴う補助業務の受託
- ⑦水路用地等を利用する駐車場等の施設の建設及び管理に関する事業
- ⑧前各号に定めるもののほか、目的達成に必要な事業

4. 所管官庁に関する事項

愛知県農林水産部農林基盤担当局農地計画課

5. 事務所の状況

(1) 主たる事務所

名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県白壁庁舎2階

(2) 豊橋支所

豊橋市北山町字東浦6-2

(3) 岡崎支所

岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎3階

6. 役員等に関する事項

- (1) 理事 10名
- (2) 監事 3名
- (3) 評議員 12名

7. 当該年度の許認可に関する事項

該当する事項はない。

II 事業計画

1. 事業の実施計画

平成23年度事業は、寄附行為第3条の目的、第4条の事業内容に定めるところにより、愛知・豊川用水等に関連する広報活動及び業務の支援と補完並びに調査研究業務を次のとおり実施する。

(1) 広報に関する業務

- ①用水の適正利用に関する資料の作成及び頒布
- ②水の週間等の各種イベント等への参加
- ③愛知用水50周年記念事業の企画等支援及び参加

(2) 水路等の管理に関する業務

- ①水路等施設の維持管理及び水管理に関する業務

(3) 施設の改築等に関する業務

- ①二期事業等に関する調査研究業務

(4) 水路用地等の利活用に関する業務

- ①住民の利用に供するための施設の管理に関する業務

(5) その他目的達成に必要な業務

2. 重要な契約に関する事項

借入金契約、資産の売買契約等の重要な契約締結の予定はない。

3. 役員会等に関する事項（理事会・評議員会の予定）

（1）第50回理事会

- ①開催予定年月：平成23年5月下旬
- ②予定する主な議案：第1号議案 平成22年度事業報告について
第2号議案 平成22年度収支決算について

（2）第51回理事会

- ①開催予定年月：平成24年3月下旬
- ②予定する主な議案：第1号議案 平成23年度補正予算について
第2号議案 平成24年度事業計画について
第3号議案 平成24年度事業予算について
第4号議案 評議員改選

（3）監事会（監査）

- ①開催予定年月：平成23年5月中旬
- ②内 容：平成22年度監査

（4）第20回評議員会

- ①開催予定年月：平成23年5月中旬
- ②予定する主な議案：第1号議案 平成22年度事業報告について
第2号議案 平成22年度収支決算について

（5）第21回評議員会

- ①開催予定年月：平成24年3月中旬
- ②予定する主な議案：第1号議案 平成23年度補正予算について
第2号議案 平成24年度事業計画について
第3号議案 平成24年度事業予算について
第4号議案 役員改選

4. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移（参考）

単位：千円

事業年度	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期
前期繰越収支差額	100,779	58,950	26,892	29,884	54,101
当期収入合計	346,367	475,549	506,590	476,937	395,012
当期支出合計	388,196	507,607	503,598	452,720	415,203
当期収支差額	△ 41,829	△ 32,058	2,992	24,217	△ 20,191
次期繰越収支差額	58,950	26,892	29,884	54,101	33,910
資産合計	538,190	515,620	477,969	477,933	380,943
負債合計	215,753	227,499	194,982	137,896	94,696
正味財産	322,437	288,121	282,987	310,037	286,247

Ⅲ 協会の課題

法人制度改革に伴う本協会が進むべき方向

公益法人制度改革3法が平成20年12月1日から施行され、本協会は現在、法律上は「特例民法法人」という取扱いとなっております。

これら法律の施行に伴い、本協会は、平成25年11月30日までの間に「公益財団法人」又は「一般財団法人」のいずれかに移行するための申請を行い、公益財団法人としての認定又は一般財団法人としての認可を受けたうえで、移行後の法人に係る登記をしなければなりません。

移行期間満了の日までに移行申請を完了しない場合は、自動的に解散となり、財産は没収されることとなります。

公益財団法人の認定を受けようとする場合には、そのための様々な制約と条件が定められており、特に「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業（公益目的事業）を行うことを主たる目的とする団体」であること、「公益目的事業の実施比率が50%を超える」こと、「公益目的事業の損益は収支相償」であることの要件を満たさなければなりません。

本協会は、昭和63年4月に財団法人 愛知・豊川用水振興協会として認可され、この間、設立目的である愛知用水及び豊川用水並びに関連する水系にある施設の適正利用等の広報及び管理業務の円滑化に寄与することにより、地域の健全な発展を支援して参りました。

このため、本協会は、公益財団法人としての移行申請を前提とし会計基準の変更など検討を進めておりますが、既に移行が済んだ法人が極めて少なく参考事例に乏しい中で、管理業務の事業を公益目的事業として認定されるか確かではありません。

今後、移行方針、定款、事業内容等の見直しを行い改正案について理事会の決定承認を得て、申請手続きを進めて参ります。

Ⅳ 株式の保有について

該当事項なし。

以 上